府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項及び第二項並びに第三十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
国土交通大臣　前原　誠司

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改め、同条第五号及び第七号中「国土交通大臣」の下に「及び消費者庁長官」を加える。

第二条第一項及び第二項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第三条第一項及び第二項中「国土交通大臣」の下に「及び消費者庁長官」を加え、同条第三項中「第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

二　第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ⑶の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めたもの

第三条第四項中「第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ⑷の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めたもの

第三条第五項中「。この場合においては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項については、これを明示することを要しない」を「（登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

第五条第一項中「に係る申請の」を「について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする」に改め、「国土交通大臣」の下に「及び消費者庁長官」を加え、同条第四項中「第三条第五項」を「第三条第五項及び第六項」に改め、同条第五項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改める。

第四十条第二項中「。この場合においては、住宅型式性能認定申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項を明示することを要しない」を「（登録住宅型式性能認定等機関が、当該特別評価方法認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあっては、住宅型式性能認定申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従って評価されるべき事項を明示することを要しない。

別記第四号様式備考3を次のように改める。

3　第二面から第四面までについては、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

別記第七号様式（注意）3．中②を削り、③を②とし、④から⑦までを1ずつ繰り上げ、同様式中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3　第二面及び第三面については、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

附　則

この命令は、平成二十二年六月一日から施行する。

省　令

○国土交通省令第三十二号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定に基づき、及び同法を実施するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（第二面）1．中（注意）に次のように加える。

3．この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

第一号様式（第三面）中（注意）に次のように加える。

4．この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

第一号様式（第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合）中3．（注意）を削り、5．の次に次のように加える。

（注意）

1．3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。

2．3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。

3．共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

4．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

第一号様式（第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合）中3．（注意）を削り、5．の次に次のように加える。

（注意）

1．3欄には建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。

2．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。